新潟県

新潟県報

発行　新潟県

第 99 号

平成29年12月26日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

規　　則

50　新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則（産業振興課）

51　新潟県財務規則の一部を改正する規則（出納局管理課）

訓　　令

16　新潟県事務決裁規程の一部改正（人事課）

17　新潟県財務規則第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令の一部改正(出納局管理課)

告　　示

1334　県税の収納事務の委託の一部改正（税務課）

1335　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示を一部改正する告示(税務課)

1336　指定管理者の指定（文化振興課）

1337　生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）

1338　指定管理者の指定（障害福祉課）

1339　新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則別表中の当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（産業振興課）

1340　農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）

1341　遊漁規則の変更認可（水産課）

1342　遊漁規則の変更認可（水産課）

1343　遊漁規則の変更認可（水産課）

1344　遊漁規則の変更認可（水産課）

1345　遊漁規則の変更認可（水産課）

1346　遊漁規則の変更認可（水産課）

1347　遊漁規則の変更認可（水産課）

1348　遊漁規則の変更認可（水産課）

1349　遊漁規則の変更認可（水産課）

1350　土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）

1351　換地計画の縦覧（農地整備課）

1352　換地計画の縦覧（農地整備課）

1353　換地処分（農地整備課）

1354　道路の区域変更（道路管理課）

1355　道路の供用開始（道路管理課）

1356　道路の区域変更（道路管理課）

1357　道路の区域変更（道路管理課）

1358　道路の供用開始（道路管理課）

1359　指定管理者の指定（都市整備課）

1360　指定構造計算適合性判定機関の名称等の変更（建築住宅課）

1361　建築基準法第42条第１項第４号の規定による道路の指定（建築住宅課）

1362　都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）

1363　港湾施設の指定及び変更（港湾整備課）

1364　新潟県指定金融機関等事務取扱規程の一部改正（出納局管理課）
1365　新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正（出納局管理課）
1366　新潟県物品入札参加資格審査規程の一部改正（出納局会計検査課）

公　　告

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表（水産課）
特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）
特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

特定調達契約の落札者等（病院局総務課）

選挙管理委員会告示

88　海区漁業調整委員会委員の解職請求に係る選挙権を有する者の数（選挙管理委員会）

佐渡海区漁業調整委員会指示

4　かご漁業の制限（佐渡海区漁業調整委員会）

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく平成30年増殖計画（内水面漁場管理委員会）

規　　則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

新潟県規則第50号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動別表号に対応する移動後別表号が存在しない場合には当該移動別表号（以下「削除別表号」という。）を削り、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び削除別表号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改　正　後	改　正　前
別表（第４条関係） 機　械　器　具 １　金属加工機械 (1)～(5)　(略) (6) ボール盤 ２　繊維加工機械 (1)　(略) (2)　(略) (3)　(略) (4)　(略) (5)　(略) (6)　(略) (7)　(略) ３　測定試験機器 (1)～(12)　(略) (13)　(略) (14)　(略) (15)　(略) (16)　(略) (17)　(略) (18)　(略) (19)　(略) (20)　(略) (21)　(略) (22)　(略) (23)　(略) (24)　(略) (25)　(略) (26)　(略) (27)　(略) (28)　(略) (29) 測色計	**別表**（第４条関係） 機　械　器　具 １　金属加工機械 (1)～(5)　(略) ２　繊維加工機械 (1)　(略) (2) パッドスチーマ (3)　(略) (4)　(略) (5)　(略) (6)　(略) (7)　(略) (8)　(略) ３　測定試験機器 (1)～(12)　(略) (13) スキー曲げ試験機 (14) スキー用ねじり試験機 (15)　(略) (16)　(略) (17)　(略) (18)　(略) (19)　(略) (20)　(略) (21)　(略) (22)　(略) (23)　(略) (24)　(略) (25)　(略) (26)　(略) (27)　(略) (28)　(略) (29)　(略) (30)　(略) (31) 色彩色差計（色彩計又は色彩解析計）

(30)　(略)
(31)　分光光度計
(32)　(略)
(33)　(略)
(34)　データロガー
(35)　(略)
(36)　(略)
(37)　(略)
(38)　(略)
(39)　(略)
(40)　(略)
(41)　(略)
(42)　(略)
(43)　(略)
(44)　(略)
(45)　(略)
(46)　(略)
(47)　(略)
(48)　(略)
(49)　(略)
(50)　(略)
(51)　(略)
(52)　(略)
(53)　信号発生器
(54)　(略)
(55)　(略)
(56)　(略)
(57)　(略)
(58)　(略)
(59)　(略)
(60)　(略)
(61)　(略)
(62)　(略)
(63)　レーザー測長器（運動精度測定システムを含む。）
(64)　(略)
(65)　(略)
(66)　(略)
(67)　ファイバースコープ
(68)　加速寿命試験機
(69)　(略)
(70)　(略)
(71)　(略)

(32)　(略)
(33)　自記分光光度計
(34)　(略)
(35)　自動糸伸縮率測定器
(36)　(略)
(37)　ハイブリッドレコーダ(データロガー)
(38)　(略)
(39)　(略)
(40)　(略)
(41)　(略)
(42)　静電気許容度試験器
(43)　(略)
(44)　(略)
(45)　(略)
(46)　(略)
(47)　超音波探傷システム
(48)　(略)
(49)　(略)
(50)　(略)
(51)　(略)
(52)　(略)
(53)　(略)
(54)　(略)
(55)　(略)
(56)　(略)
(57)　(略)
(58)　標準信号発生器
(59)　(略)
(60)　(略)
(61)　(略)
(62)　(略)
(63)　(略)
(64)　(略)
(65)　(略)
(66)　(略)
(67)　(略)
(68)　レーザ測長器（運動精度測定システムを含む。）
(69)　(略)
(70)　(略)
(71)　紫外線オートフェードメータ
(72)　電源電圧許容度試験機
(73)　(略)
(74)　光ファイバースコープ
(75)　熱伝導率測定装置
(76)　ＯＮＨ分析装置
(77)　加速度寿命試験機（プレッシャークッカー）
(78)　(略)
(79)　(略)
(80)　(略)

(72)　(略)
(73)　(略)
(74)　(略)
(75)　(略)
(76)　(略)
(77)　(略)
(78)　(略)
(79)　(略)
(80)　(略)
(81)　(略)
(82)　光沢度計
(83)　(略)
(84)　(略)
(85)　(略)
(86)　(略)
(87)　(略)
(88)　(略)
(89)　(略)
(90)　(略)
(91)　(略)
(92)　(略)
(93)　(略)
(94)　(略)
(95)　(略)
(96)　(略)
(97)　(略)
(98)　(略)
(99)　レーザー顕微鏡
(100)　(略)
(101)　(略)
(102)　(略)
(103)　(略)
(104)　(略)
(105)　(略)
(106)　(略)
(107)　(略)
(108)　(略)
(109)　(略)
(110)　(略)
(111)　(略)
(112)　(略)
(113)　(略)
(114)　(略)
(115)　(略)
(116)　(略)
(117)　(略)

(81)　(略)
(82)　(略)
(83)　(略)
(84)　(略)
(85)　(略)
(86)　(略)
(87)　(略)
(88)　(略)
(89)　(略)
(90)　(略)
(91)　光沢度計（グロス計）
(92)　(略)
(93)　(略)
(94)　(略)
(95)　(略)
(96)　(略)
(97)　(略)
(98)　(略)
(99)　(略)
(100)　(略)
(101)　(略)
(102)　(略)
(103)　(略)
(104)　(略)
(105)　(略)
(106)　平面レーザ干渉システム
(107)　(略)
(108)　(略)
(109)　レーザ顕微鏡
(110)　光パワーメータ
(111)　(略)
(112)　(略)
(113)　(略)
(114)　(略)
(115)　(略)
(116)　(略)
(117)　(略)
(118)　(略)
(119)　(略)
(120)　(略)
(121)　ガスクロマトグラフ質量分析装置
(122)　光電子分光分析装置
(123)　(略)
(124)　(略)
(125)　ＹＡＧレーザ（１キロワット）
(126)　(略)
(127)　(略)
(128)　(略)
(129)　(略)
(130)　(略)
(131)　(略)

(118)　(略) (119)　(略) (120)　(略) (121)　(略) (122)　(略) (123)　(略) (124)　(略) (125)　(略) (126)　(略) (127)　(略) (128)　(略) (129)　(略) (130)　(略) (131)　(略) (132)　(略) (133)　高温用エリクセン試験機 (134)　電流プローブ (135)　柔軟度試験機 (136)　電子負荷 (137)　抱合力試験機 (138)　多連型乾熱試験機 (139)　ラローズ法吸水性測定装置 (140)　紫外線鑑別器 (141)　保護導通試験器 (142)　織物摩耗試験機	(132)　(略) (133)　(略) (134)　(略) (135)　金属材料腐食評価装置 (136)　(略) (137)　(略) (138)　(略) (139)　プレス加工摩擦係数測定装置 (140)　(略) (141)　(略) (142)　(略) (143)　(略) (144)　家具強度試験機 (145)　(略) (146)　(略) (147)　(略) (148)　(略) (149)　(略)
4　その他 (1)～(4)　(略) (5)　(略) (6)　(略) (7)　(略) (8)　(略) (9)　(略) (10)　(略) (11)　(略) (12)　(略) (13)　(略) (14)　(略) (15)　(略) (16)　ディープラーニング用コンピュータ	4　その他 (1)～(4)　(略) (5)　真空熱処理炉 (6)　(略) (7)　プラスチック試料燃焼装置 (8)　構造解析システム (9)　(略) (10)　(略) (11)　(略) (12)　(略) (13)　(略) (14)　(略) (15)　(略) (16)　(略) (17)　滅菌用電子線照射装置 (18)　(略) (19)　(略)
備考　(略)	備考　(略)

附　則

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

新潟県規則第51号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　正　後	改　正　前
（本庁における物品購入契約等の取扱い） **第84条**　本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。 (1)～(12)　（略） （入札参加の申込み） **第87条**　物品の購入、物品の製造の請負又は複写業務に係るサービスの提供の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める方法により申込みをしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。 ２　（略）	（本庁における物品購入契約等の取扱い） **第84条**　本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負（以下この節において「物品の購入等」という。）に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。 (1)～(12)　（略） （入札参加の申込み） **第87条**　物品の購入等の一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める方法により申込みをしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。 ２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成30年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同年１月１日から施行する。

（準備行為）

２　この規則による改正後の新潟県財務規則第87条第１項の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加の申込みのために必要な行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

（経過措置）

３　この規則による改正後の新潟県財務規則の規定は、この規則の施行の日以後に公告又は通知する一般競争入札又は指名競争入札について適用し、同日前に公告又は通知した一般競争入札又は指名競争入札については、なお従前の例による。

訓　令

◎新潟県訓令第16号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県事務決裁規程（昭和35年３月新潟県訓令第８号）の一部を次のように改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
別表第４（第６条関係）
（略）
出納局
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">会計検査課</th></tr>
<tr><th>局長専決事項</th><th>課長専決事項</th></tr>
<tr><td>(1) 新潟県物品等入札参加資格審査規程（昭和56年１月新潟県告示第165号）第５条の規定により、参加資格を有するかどうかを決定すること。
(2) 新潟県物品等入札参加資格審査規程第９条の規定により、参加資格を取り消すこと。
(3)・(4)　（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td><td>
別表第４（第６条関係）
（略）
出納局
（略）
<table>
<tr><th colspan="2">会計検査課</th></tr>
<tr><th>局長専決事項</th><th>課長専決事項</th></tr>
<tr><td>(1) 新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年１月新潟県告示第165号）第５条の規定により、参加資格を有するかどうかを決定すること。
(2) 新潟県物品入札参加資格審査規程第９条の規定により、参加資格を取り消すこと。
(3)・(4)　（略）</td><td></td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

◎新潟県訓令第17号

本　　庁
地　域　機　関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成５年３月新潟県訓令第７号）の一部を次のように改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成５年４月１日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年３月新潟県訓令第１号）は、平成５年３月31日限り廃止する。ただし、平成４年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>名　　称</th><th>規定条文</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第60号様式</td><td>収入金受入通知書</td><td>第100条、第101条</td></tr>
<tr><td><u>第60号様式の２</u></td><td><u>収入金受入通知書（県税徴収金）</u></td><td><u>第100条</u></td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td><td>新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定による帳票その他の書類の様式を次のように定め、平成５年４月１日から実施し、新潟県財務規則第223条の規定による帳票その他の書類の様式指定（昭和57年３月新潟県訓令第１号）は、平成５年３月31日限り廃止する。ただし、平成４年度に属する歳入歳出に係る帳票その他の書類の様式については、なお従前の例によるものとする。
<table>
<tr><th>様式番号</th><th>名　　称</th><th>規定条文</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>第60号様式</td><td>収入金受入通知書</td><td>第100条、第101条</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第60号様式の次に次の１様式を加える。

第60号様式の２（第100条関係）

収　入　金　受　入　済　通　知　書

収入区分	所　属	年　度	会　計	繰越区分	決　議　番　号

予算計上課	科　目　等	金　額
		（円）

収入内容

領収日付印

本書の金額を受入れたので通知します

新潟県税務出納員　様

納入義務者（取扱者）	

①所属→指定金融機関→税務出納員

収　入　金　受　入　通　知　書

収入区分	所　属	年　度	会　計	繰越区分	決議番号

予算計上課	科　目　等	金　額
		（円）

上記のとおり徴収しました。

収入内容

領収日付印

本書のとおり受入れてください

新潟県税務出納員

指定金融機関　様

納入義務者（取扱者）	

②所属→指定金融機関

告　示

◎新潟県告示第1334号

県税の収納事務の委託（平成28年３月新潟県告示第294号）の一部を次のように改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
1　委託を受けた者 (1)～(6)　(略) (7) 削除 (8)～(15)　(略) 2・3　(略)	1　委託を受けた者 (1)～(6)　(略) (7) 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ (8)～(15)　(略) 2・3　(略)

◎新潟県告示第1335号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める旨の告示（平成27年12月25日新潟県告示第1547号）の一部を次のように改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後

別表

第１欄	第２欄	第３欄
(略)		
規則第３条第３項第２号	(略)	(略)
規則第３条第６項	(略)	(略)
(略)		

改　正　前

別表

第１欄	第２欄	第３欄
(略)		
規則第３条第２項第２号	(略)	(略)
規則第３条第５項	(略)	(略)
(略)		

◎新潟県告示第1336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

1　指定管理者に管理を行わせる施設の名称
　新潟県民会館
2　指定管理者となる団体の所在地及び名称
　新潟市中央区白山浦１丁目613番地69
　公益財団法人新潟市芸術文化振興財団
3　指定の期間
　平成30年４月１日から平成35年３月31日まで
4　指定年月日
　平成29年12月22日

◎新潟県告示第1337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

名　称	所　在　地	指定年月日

とよだ薬局	長岡市豊田町７－６	平成29年12月１日
せきはら薬局	長岡市関原南２丁目4120番地	平成29年12月１日
えちごメディカル古正寺薬局	長岡市古正寺３－２	平成29年10月14日
ドラッグトップス古正寺薬局	長岡市古正寺町20番地１	平成29年11月１日
高田西城病院（医科）	上越市西城町２丁目８番30号	平成29年10月５日
高田西城病院（歯科）	上越市西城町２丁目８番30号	平成29年10月５日
塚野目薬局	三条市鶴田２丁目１番７号	平成29年11月１日
なぎさ調剤薬局	柏崎市茨目２丁目16番41号	平成29年11月28日
一般財団法人　上村病院（医科）	十日町市田中ロ468番地１	平成29年10月５日
一般財団法人　上村病院（歯科）	十日町市田中ロ468番地１	平成29年10月５日
小田歯科医院	村上市布部3138	平成29年12月12日
すがいやっきょく　上海府店	村上市早川滝下207番地２	平成29年12月５日
石田眼科糸魚川クリニック	糸魚川市横町５丁目６番52号	平成29年11月１日
カワセミ薬局	糸魚川市南押上１丁目16－35	平成29年11月１日
佐渡総合病院（医科）	佐渡市千種161番地	平成29年11月１日
佐渡総合病院（歯科）	佐渡市千種161番地	平成29年11月１日
大手薬局　塩沢店	南魚沼市中字太田793－１	平成29年11月１日
有松歯科医院	胎内市大川町14番49号	平成29年10月１日

◎新潟県告示第1338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県あけぼの園

２　指定管理者となる団体の所在地及び名称

長岡市浦字中の坪528番４

社会福祉法人中越福祉会

３　指定の期間

平成30年４月１日から平成35年３月31日まで

４　指定年月日

平成29年12月22日

◎新潟県告示第1339号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則第４条の規定により、当該機械器具に要する費用の額等を考慮して別に定める額（平成26年３月新潟県告示第506号）を次のように改め、平成30年４月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

機　械　器　具	貸付料の額（１時間につき）
１　金属加工機械	
(1) 旋盤	1,570円
(2) フライス盤	1,430円
(3) 試料切断機	1,530円
(4) 試料研磨機	1,470円
(5) プレス機	2,330円
(6) ボール盤	1,400円
２　繊維加工機械	
(1) のり付け試験機	1,620円
(2) 高温染色試験機	1,490円
(3) 染色用ソフト巻機	1,400円
(4) 検ねん機	1,400円
(5) 意匠ねん糸機	1,600円
(6) 織機	1,430円
(7) 無縫製編機	1,450円
３　測定試験機器	
(1) 万能投影機	1,400円
(2) 金属顕微鏡	1,410円
(3) 硬さ計	1,390円
(4) 万能材料試験機	1,510円
(5) 形状粗さ測定機	1,580円
(6) 恒温恒湿槽	230円
(7) 三次元座標測定機	1,500円
(8) 蛍光Ｘ線膜厚測定機	1,400円
(9) 工具顕微鏡	1,470円
(10) 真円度測定機	1,400円
(11) 高速度ビデオ装置	1,540円
(12) フィールドバランサー	1,400円
(13) ビルトインチャンバー	610円
(14) 炭素硫黄分析装置	1,900円
(15) ＥＭＣ試験システム	1,510円
(16) Ｘ線マイクロアナライザー	1,520円
(17) ＩＣＩ型メース試験機	1,400円
(18) ｐＨ・ＯＲＰメータ	1,380円
(19) Ｘ線回折装置	1,480円
(20) Ｘ線残留応力測定装置	1,400円
(21) 圧電型動力計	1,400円
(22) 糸むら測定装置	1,400円
(23) インピーダンス測定装置	1,390円
(24) オシロスコープ	1,420円
(25) 分光測色計	1,390円

(26)　屈折率計	1,400円
(27)　蛍光X線分析装置	1,570円
(28)　毛羽試験機	1,400円
(29)　測色計	1,380円
(30)　磁気測定器（磁束計）	1,390円
(31)　分光光度計	1,490円
(32)　実体顕微鏡（デジタルマイクロスコープ）	1,470円
(33)　自動強伸度試験機	1,400円
(34)　データロガー	1,400円
(35)　衝撃試験機	1,470円
(36)　落球衝撃試験機	1,400円
(37)　スペクトラムアナライザー	1,420円
(38)　静電気測定器	1,390円
(39)　騒音計	1,400円
(40)　摩擦堅ろう度試験機	1,400円
(41)　洗濯堅ろう度試験機	1,510円
(42)　走査型電子顕微鏡	1,890円
(43)　張力計	1,400円
(44)　デジタルマルチメータ	1,390円
(45)　デニールコンピュータ	1,400円
(46)　電子分析天びん	1,400円
(47)　電波暗室（次号に掲げるものを除く。）	1,420円
(48)　電波暗室（登録）	2,210円
(49)　熱応力測定器	1,400円
(50)　熱画像装置	1,440円
(51)　ネットワークアナライザー	1,730円
(52)　熱分析装置	1,450円
(53)　信号発生器	1,390円
(54)　ＩＣＩ型ピリングテスター	1,400円
(55)　風合計量測定装置	1,400円
(56)　赤外分光光度計	1,410円
(57)　プラズマ発光分光分析装置	1,470円
(58)　振動計	1,410円
(59)　粒度分布測定装置	1,630円
(60)　ロータップ型標準ふるい器	1,400円
(61)　電力計	1,390円
(62)　疲労試験機	250円
(63)　レーザー測長器(運動精度測定システムを含む。)	1,400円
(64)　破裂試験機	1,470円
(65)　45°燃焼性試験機	1,400円
(66)　定温乾燥器	1,430円
(67)　ファイバースコープ	1,380円
(68)　加速寿命試験機	100円
(69)　エキシマ光源照射装置	1,400円
(70)　接触角計	1,400円
(71)　フェライトスコープ	1,400円
(72)　ロータ型粘度計	1,400円
(73)　フォースゲージ	1,390円
(74)　保温性試験機	1,400円

(75)　ＣＣＭ装置	1,390円
(76)　風速計	1,390円
(77)　自動蒸留試験装置	1,400円
(78)　イオンクロマトグラフ	1,390円
(79)　含水率計	1,400円
(80)　Ｘ線透視装置	1,420円
(81)　高圧プローブ	1,380円
(82)　光沢度計	1,410円
(83)　三次元構造解析顕微鏡	1,390円
(84)　照度計	1,390円
(85)　織布耐水度試験機	1,380円
(86)　振動試験機	1,880円
(87)　絶縁耐圧試験器	1,410円
(88)　絶縁抵抗計	1,380円
(89)　走査型プローブ顕微鏡	1,420円
(90)　超音波厚さ計	1,380円
(91)　通気性試験機	1,400円
(92)　デジタル温度計	1,380円
(93)　電磁膜厚計	1,460円
(94)　透過率測定器（ヘイズ計）	1,380円
(95)　熱衝撃試験機	470円
(96)　熱物性測定装置	1,480円
(97)　Ｇ－ＴＥＭセル	1,380円
(98)　漏れ電流測定器	1,390円
(99)　レーザー顕微鏡	1,410円
(100)　レーザーラマン分光光度計	1,380円
(101)　非接触三次元測定機	1,530円
(102)　高圧蒸気滅菌器	1,460円
(103)　デジタルトルクレンチ	1,390円
(104)　静電容量型変位計	1,380円
(105)　レーザー変位計	1,380円
(106)　ウォーターバス	1,420円
(107)　薄膜測定システム	1,390円
(108)　ドラフトチャンバー	1,550円
(109)　シールド効果評価器	1,410円
(110)　気中パーティクルカウンター	1,390円
(111)　低温恒温水槽	90円
(112)　超音波洗浄器	1,380円
(113)　分光放射輝度計	1,380円
(114)　プリズムカプラー式屈折率測定装置	1,390円
(115)　デジタルタコメータ	1,380円
(116)　液体クロマトグラフ	1,410円
(117)　酸化窒素ガス染色堅ろう度試験機	1,380円
(118)　ＣＮＣ画像測定機	1,400円
(119)　ＧＭサーベイメータ	1,400円
(120)　シンチレーションサーベイメータ	1,380円
(121)　摩耗試験機	1,380円
(122)　引裂度試験機	1,440円
(123)　ガスクロマトグラフ	1,450円

(124)　摩擦溶融試験機	1,380円
(125)　デジタル測長器	1,380円
(126)　スプレーテスター	1,380円
(127)　洗濯試験機	1,480円
(128)　可搬式粗さ計	1,380円
(129)　ロードセル	1,380円
(130)　薄膜硬度計	1,400円
(131)　３Ｄスキャニングシステム	1,470円
(132)　マイクロフォーカスＸ線ＣＴ装置	5,360円
(133)　高温用エリクセン試験機	1,510円
(134)　電流プローブ	1,390円
(135)　柔軟度試験機	1,380円
(136)　電子負荷	1,410円
(137)　抱合力試験機	1,380円
(138)　多連型乾熱試験機	1,400円
(139)　ラローズ法吸水性測定装置	1,380円
(140)　紫外線鑑別器	1,380円
(141)　保護導通試験器	1,380円
(142)　織物摩耗試験機	1,380円
４　その他	
(1) デザインＣＡＤシステム	1,470円
(2) 直流電源	1,400円
(3) 交流安定化電源	1,480円
(4) 電気マッフル炉	1,460円
(5) クリーンベンチ	1,400円
(6) 標準光源装置	1,420円
(7) 真空ポンプ	1,380円
(8) 真空デシケータ	1,380円
(9) マスクアライナー	1,410円
(10)　スピンコーター	1,390円
(11)　ホットプレート	1,400円
(12)　真空乾燥器	1,400円
(13)　放電プラズマ焼結機	3,220円
(14)　ロータリエバポレータ	1,380円
(15)　遠心分離器	1,410円
(16)　ディープラーニング用コンピュータ	1,430円

◎新潟県告示第1340号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	17者	岩船榎清水3237番ほか191筆　30.5ha
関川村	11者	上関1144番ほか161筆　14.3ha
新発田市	７者	板山野付594番ほか545筆　45.4ha
阿賀野市	20者	野田諏訪野1024番ほか249筆　27.5ha
胎内市	９者	築地茨田4591番ほか112筆　19.6ha

聖籠町	102者	真野渡り下1827番ほか2,034筆　186.3ha
新潟市	114者	北区長戸呂縄内4464番ほか3,189筆　237.8ha
五泉市	３者	中川新宮ノ元631番ほか43筆　4.6ha
三条市	34者	井栗道田丙976番１ほか235筆　31.2ha
燕市	23者	勘新浦田1175番ほか265筆　34.6ha
田上町	１者	田上15番ほか12筆　0.8ha
長岡市	94者	高島町下島1682番ほか2,033筆　175.2ha
見附市	１者	杉澤町五十刈47番３ほか３筆　0.4ha
小千谷市	16者	千谷稲葉附甲1266番１ほか142筆　18.6ha
出雲崎町	２者	神条大ノ河内2036番ほか26筆　1.7ha
魚沼市	３者	七日市欠下905番２ほか13筆　1.8ha
十日町市	12者	沢田申甲205番ほか70筆　8.6ha
柏崎市	25者	田屋山田2672番ほか409筆　28.7ha
上越市	67者	稲1576番ほか1,039筆　137.0ha
糸魚川市	３者	上野5261番ほか４筆　0.7ha
佐渡市	10者	吾潟大手崎758番１ほか58筆　9.3ha
合　計	574者	10,854筆　1,014.5ha

２　認可年月日
　平成29年12月25日

◎新潟県告示第1341号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所
　東蒲原郡漁業協同組合
　東蒲原郡阿賀町両郷555
２　漁業権の免許番号
　内共第８号
３　変更の内容

変更後	変更前
（遊漁料の額及び納付方法） 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が高等学校生徒又は18歳以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　　（略） 一　　（略） 二　　（略） ２　（略） 第９条　～第12条　　（略） （釣堀的漁場）	（遊漁料の額及び納付方法） 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　　（略） 一　　（略） 二　　（略） ２　（略） 第９条　～第12条　　（略） （釣堀的漁場）

第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　（略） (2) 区域　（略） (3) 期間　平成30年１月１日から平成30年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　（略） (5) 漁具・漁法　（略） (6) 遊漁料　（略） 第14条　（略） 様式　（略）	第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　（略） (2) 区域　（略） (3) 期間　平成29年１月１日から平成29年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　（略） (5) 漁具・漁法　（略） (6) 遊漁料　（略） 第14条　（略） 様式　（略）

４　変更後の遊漁規則の施行日
　平成30年１月１日

◎新潟県告示第1342号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所
　松浜内水面漁業協同組合
　新潟市北区松浜７丁目3641番地５

２　漁業権の免許番号
　内共第８号

３　変更の内容

変更後	変更前
（遊漁料の額及び納付方法） 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が高等学校生徒又は18歳以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　（略） 一　（略） 二　（略） ２　（略） 第９条　～第12条　（略） （釣堀的漁場） 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　（略） (2) 区域　（略）	（遊漁料の額及び納付方法） 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　（略） 一　（略） 二　（略） ２　（略） 第９条　～第12条　（略） （釣堀的漁場） 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　（略） (2) 区域　（略）

(3) 期間　平成30年１月１日から平成30年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　(略) (5) 漁具・漁法　(略) (6) 遊漁料　(略) 第14条　(略) 様式　(略)	(3) 期間　平成29年１月１日から平成29年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　(略) (5) 漁具・漁法　(略) (6) 遊漁料　(略) 第14条　(略) 様式　(略)

４　変更後の遊漁規則の施行日
　平成30年１月１日

◎新潟県告示第1343号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所
　新潟市大形地区漁業協同組合
　新潟市東区津島屋３丁目48番地

２　漁業権の免許番号
　内共第８号

３　変更の内容

変更後	変更前
(遊漁料の額及び納付方法) 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が高等学校生徒又は18歳以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　(略) 一　(略) 二　(略) ２　(略) 第９条　～第12条　(略) (釣堀的漁場) 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　(略) (2) 区域　(略) (3) 期間　平成30年１月１日から平成30年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　(略) (5) 漁具・漁法　(略)	(遊漁料の額及び納付方法) 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　(略) 一　(略) 二　(略) ２　(略) 第９条　～第12条　(略) (釣堀的漁場) 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　(略) (2) 区域　(略) (3) 期間　平成29年１月１日から平成29年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　(略) (5) 漁具・漁法　(略)

(6) 遊漁料　(略) 第14条　(略) 様式　(略)	(6) 遊漁料　(略) 第14条　(略) 様式　(略)

4　変更後の遊漁規則の施行日
　平成30年１月１日

◎新潟県告示第1344号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

1　漁業権者の名称及び住所
　濁川漁業協同組合
　新潟市北区濁川619－３
2　漁業権の免許番号
　内共第８号
3　変更の内容

変更後	変更前
(遊漁料の額及び納付方法) 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が高等学校生徒又は18歳以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　(略) 一　(略) 二　(略) ２　(略) 第９条　～第12条　(略) (釣堀的漁場) 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　(略) (2) 区域　(略) (3) 期間　平成30年１月１日から平成30年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　(略) (5) 漁具・漁法　(略) (6) 遊漁料　(略) 第14条　(略)	(遊漁料の額及び納付方法) 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　(略) 一　(略) 二　(略) ２　(略) 第９条　～第12条　(略) (釣堀的漁場) 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　(略) (2) 区域　(略) (3) 期間　平成29年１月１日から平成29年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　(略) (5) 漁具・漁法　(略) (6) 遊漁料　(略) 第14条　(略)

様式　（略）	様式　（略）

４　変更後の遊漁規則の施行日
　平成30年１月１日

◎新潟県告示第1345号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第８号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所
　阿賀野川漁業協同組合
　東蒲原郡阿賀町石間3881－４

２　漁業権の免許番号
　内共第８号

３　変更の内容

変更後	変更前
（遊漁料の額及び納付方法） 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が高等学校生徒又は18歳以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　（略） 一　（略） 二　（略） ２　（略） 第９条　～第12条　（略） （釣堀的漁場） 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　（略） (2) 区域　（略） (3) 期間　平成30年１月１日から平成30年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　（略） (5) 漁具・漁法　（略） (6) 遊漁料　（略） 第14条　（略） 様式　（略）	（遊漁料の額及び納付方法） 第８条　次のア表に掲げるすべての漁場区域内において、遊漁料の額は、一、二のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、2,000円を加算した額とする。 ア　表　（略） 一　（略） 二　（略） ２　（略） 第９条　～第12条　（略） （釣堀的漁場） 第13条　新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。 (1) 名称　（略） (2) 区域　（略） (3) 期間　平成29年１月１日から平成29年12月31日までの期間 (4) 濃密放流する魚種　（略） (5) 漁具・漁法　（略） (6) 遊漁料　（略） 第14条　（略） 様式　（略）

４　変更後の遊漁規則の施行日
　平成30年１月１日

◎新潟県告示第1346号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所

五十嵐川漁業協同組合

三条市高岡651

２　漁業権の免許番号

内共第12号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第12条　（３）期間の「平成29年１月１日から平成29年12月31日まで」を「平成30年１月１日から平成30年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成30年１月１日

◎新潟県告示第1347号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所

刈谷田川漁業協同組合

長岡市滝の下町４番35号

２　漁業権の免許番号

内共第12号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第９条表中の「平成29年１月１日から平成29年12月31日まで」を「平成30年１月１日から平成30年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成30年１月１日

◎新潟県告示第1348号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所

魚沼漁業協同組合

魚沼市佐梨1105－16

２　漁業権の免許番号

内共第12号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第９条表中の「平成29年１月１日から平成29年12月31日まで」を「平成30年１月１日から平成30年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成30年１月１日

◎新潟県告示第1349号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第３項の規定により、次のとおり内共第23号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成29年12月19日認可した。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　漁業権者の名称及び住所

糸魚川内水面漁業協同組合

糸魚川市大字須沢2426番地

２　漁業権の免許番号

内共第23号

３　変更の内容

（釣堀的漁場）

第８条ウ開設の期間の「平成29年１月１日から平成29年12月31日まで」を「平成30年１月１日から平成30年12月31日まで」に改める。

４　変更後の遊漁規則の施行日

平成30年１月１日

◎新潟県告示第1350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第２項の規定により、阿賀野市の阿賀用水右岸土地改良区連合の定款の変更を平成29年12月12日認可した。

平成29年12月26日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第1351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「農業生産法人等育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成29年12月27日から平成30年１月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	城之入川	換地計画書の写し	南魚沼市役所

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第１項の規定により県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成29年12月27日から平成30年１月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供

する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	津有南部第２	換地計画書の写し	上越市役所

１　審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

２　処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して６か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の２第９項の規定により、上越市を地域とする県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和中部第２地区に係る換地処分をした。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

◎新潟県告示第1354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　道路の種類　一般国道

２　路　線　名　345号

３　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延　長
村上市緑町一丁目3893番２から 同市緑町一丁目3974番２まで	新	9.5～15.0メートル	28.4メートル
	旧	9.5～12.7メートル	28.4メートル

◎新潟県告示第1355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

1　路　線　名　一般国道　345号

2　供用開始の区間

村上市緑町一丁目3893番２から同市緑町一丁目3974番２まで

3　供用開始の期日　平成29年12月26日

◎新潟県告示第1356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

1　道路の種類　一般国道

2　路　線　名　353号

3　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
柏崎市高柳町石黒字山ゴ田77番から 同市高柳町石黒字大百刈922番１まで	新	6.2～78.0メートル	403.4メートル
	旧	(A)4.1～16.0メートル	454.9メートル
		(B)6.2～78.0メートル	403.4メートル

備考　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　新井柿崎線

3　道路の区域

区　間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市三和区沖柳字東豆田357番から 同市三和区越柳1845番まで	新	7.0～20.0メートル	774.7メートル
	旧	6.5～14.0メートル	774.0メートル

◎新潟県告示第1358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

1　路　線　名　県道　新井柿崎線

2　供用開始の区間

上越市三和区沖柳字東豆田357番から同市三和区越柳1845番まで

3　供用開始の期日　平成29年12月26日

◎新潟県告示第1359号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

1　指定管理者に管理を行わせる施設の名称

奥只見レクリエーション都市公園

2　指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟市中央区神道寺２丁目２番10号

むつみグループ

構成員：グリーン産業株式会社

株式会社高野造園土木

特定非営利活動法人みんなの庭

3　指定の期間

平成30年４月１日から平成35年３月31日まで

4　指定年月日

平成29年12月22日

◎新潟県告示第1360号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の８第２項の規定により、国土交通大臣の指定に係る指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第４項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

1　名称

株式会社　建築構造センター

2　変更した内容

変更事項	変更前	変更後
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	本社 東京都新宿区新宿一丁目８番１号　大橋御苑駅ビル６階 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号　カメイ仙台グリーンシティ３階 福島事務所 福島県郡山市中町11番５号　やまのいビル1003号室 埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目２番３号　さいたま浦和ビルディング３階 千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町２－402－３　丸庄ビル１階 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目３番19号　日総	本社 東京都新宿区新宿一丁目８番１号　大橋御苑駅ビル６階 東北事務所 宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号　カメイ仙台グリーンシティ３階 福島事務所 福島県郡山市中町11番５号　やまのいビル1003号室 埼玉事務所 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目２番３号　さいたま浦和ビルディング３階 千葉事務所 千葉県船橋市葛飾町２－402－３　丸庄ビル１階 神奈川事務所 神奈川県横浜市西区北幸二丁目３番19号　日総

	第８ビル８階 長野事務所 長野県長野市南県町1082番地　KOYO南県町ビル５階 愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番２号　久屋パークビル７階 三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号　アーク四日市ビル７階 山陰事務所 島根県松江市中原町６番地 岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下一丁目３番19号　成広ビル２階 広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番６号　広島ちゅうぎんビル704－２号室 香川事務所 香川県高松市亀井町２－１　朝日生命ビル５階 愛媛事務所 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号　ミツネビルディング601号室 福岡事務所 福岡県福岡市博多区御供所町１番１号　西鉄祇園ビル３階 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目９番38号　SONIC佐賀駅前ビル704号室 長崎事務所 長崎県長崎市万才町３番４号　長崎ビル８階 宮崎事務所 宮崎県宮崎市川原町５番10号　ミネックス川原８階 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号　鹿児島ＭＳビル２階Ｂ号室 沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港五丁目６番８号　沖縄県建設会館４階	第８ビル８階 長野事務所 長野県長野市南県町1082番地　KOYO南県町ビル５階 愛知事務所 愛知県名古屋市中区栄四丁目14番２号　久屋パークビル７階 三重事務所 三重県四日市市浜田町12番18号　アーク四日市ビル７階 山陰事務所 島根県松江市中原町６番地 岡山事務所 岡山県岡山市北区内山下一丁目３番19号　成広ビル２階 広島事務所 広島県広島市中区八丁堀15番６号　広島ちゅうぎんビル704－２号室 香川事務所 香川県高松市亀井町２－１　朝日生命高松ビル５階 愛媛事務所 愛媛県松山市三番町七丁目13番13号　ミツネビルディング601号室 福岡事務所 福岡県福岡市博多区御供所町１番１号　西鉄祇園ビル３階 佐賀事務所 佐賀県佐賀市駅前中央一丁目９番38号　SONIC佐賀駅前ビル704号室 長崎事務所 長崎県長崎市万才町３番４号　長崎ビル８階 鹿児島事務所 鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号　鹿児島ＭＳビル２階Ｂ号室 沖縄事務所 沖縄県浦添市牧港五丁目６番８号　沖縄県建設会館４階

３　変更する年月日
　平成29年12月28日

◎新潟県告示第1361号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第４号の規定により、次のとおり道路を指定した。

平成29年12月26日

新潟県上越地域振興局長

１　指定道路の種類
　第42条第１項第４号の規定による指定に係る道路

２　指定の年月日
　平成29年11月30日

３　指定道路の位置等

位　　置	幅員（メートル）	延長（メートル）
糸魚川市大町２丁目166番６の一部、166番２の一部、166番７、166番３の一部、162番１の一部、166番８、166番４の一部、166番９の一部、166番10の一部、166番11の一部、1001番６、１番23の一部、1001番１の一部、１番24の一部、１番11の一部、１番12の一部、１番13の一部、１番14の一部、166番６の地先、166番２の地先、162番１の地先、166番11の地先、1001番６の地先、１番13の地先、糸魚川市本町１番７、12番の一部、１番８、１番３の一部、１番15の一部、１番16の一部、１番９、１番４の一部、１番17の一部、１番18の一部、１番10、１番５の一部、１番19の一部、１番20の一部、１番21の一部、１番27の一部、12番の地先、１番８の地先、１番16の地先、１番９の地先、１番18の地先、１番10の地先、１番27の地先	6.00	201.00
糸魚川市大町２丁目1013番２、４番２、４番５、４番６、１番14の一部、1014番の一部、３番子の一部、３番の一部、１番13の一部、1013番２の地先、４番２の地先、４番５の地先、４番６の地先、１番14の地先、糸魚川市本町12番の一部	6.00	37.00
糸魚川市大町２丁目13番１の一部、11番６の一部、11番２の一部、11番５の一部、２番８の一部、11番１の一部、11番４の一部、11番３、1016番の一部、1016番１、1017番５の一部、1017番６、1017番７の一部、162番の一部、162番１の一部、161番１の一部、161番３の一部、161番２の一部、1002番３の一部、15番甲の一部、15番乙の一部、1014番の一部、13番１の地先、11番６の地先、11番２の地先、11番５の地先、２番８の地先、11番１の地先、11番３の地先、1016番１の地先、1017番６の地先、1017番７の地先、糸魚川市本町18番の	6.00	182.00

一部、18番１、19番の一部、19番１、29番３の一部、29番４、29番７の一部、30番９の一部、30番１の一部、30番７、30番３の一部、30番８、30番11の一部、37番３の一部、37番１の一部、37番２の一部、38番２の一部、38番の一部、39番の一部、39番１の一部、９番４、９番５、９番６、８番１、18番１の地先、19番の地先、19番１の地先、29番７の地先、29番４の地先、30番７の地先、30番８の地先、30番11の地先、37番３の地先、37番１の地先、37番２の地先、38番２の地先、38番の地先、39番の地先、39番１の地先、８番１の地先		
糸魚川市大町１丁目150番１の一部、83番12の一部、82番11の一部、82番１の一部、82番９の一部、82番７の一部、82番８の一部、230番６の一部、234番１の一部、234番６の一部、234番７の一部、234番２の一部、150番１の地先、83番13、82番12、82番３、233番３、233番４、156 番１の一部、83番14の一部、82番13の一部、82番２の一部、230番６の地先、233番１の一部	6.00	90.00

◎新潟県告示第1362号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する第20条第２項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

１　変更に係る都市計画の種類及び名称

種類　佐渡都市計画下水道

名称　佐渡市公共下水道（両津処理区）

佐渡市特定環境保全公共下水道（相川処理区）

佐渡市公共下水道（国府川処理区）

長石北都市下水路

四日町都市下水路

２　縦覧の場所

新潟県土木部都市局下水道課

◎新潟県告示第1363号

新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）第２条第２項の規定により、直江津港の港湾施設の種類、名称、位置、数量及び能力を次のとおり指定及び変更する。

平成29年12月26日

直江津港港湾管理者　新　潟　県

代表者　新潟県知事　　米　山　　隆　一

1　新規指定

種　類	名　称	位　置	数量及び能力
港湾環境整備施設	荒浜ふ頭緑地	上越市大字八千浦地内	面積　124,362㎡
外かく施設	荒浜ふ頭西Ｂ護岸	上越市大字八千浦地内	延長　110.12m
外かく施設	荒浜ふ頭護岸（西）	上越市大字八千浦地内	延長　77.0m
外かく施設	荒浜ふ頭護岸（東）	上越市大字八千浦地内	延長　82.0m

2　変更指定

平成５年８月27日新潟県告示第2194号指定分

「

種　類	名　称	位　置	数量及び能力
係留施設	内貿ふ頭南３号岸壁	上越市港町１丁目	延長　72.0m エプロン幅　6.6m 水深　6.0m

」

を

「

種　類	名　称	位　置	数量及び能力
係留施設	内貿ふ頭南３号岸壁	上越市港町１丁目	延長　74.91m エプロン幅　10.0m 水深　4.5m

」

に変更する。

◎新潟県告示第1364号

新潟県指定金融機関等事務取扱規程（昭和57年３月新潟県告示第1006号）の一部を次のように改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

次の表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項を加える。

改　正　後	改　正　前
第10条　（略） （マルチペイメントネットワークによる収納） **第10条の２**　公金のマルチペイメントネットワーク（金融機関と収納機関とを情報通信ネットワークで結ぶことにより、金融機関が提供する手段を利用して収入金を収納することができ、その結果が即時に収納機関に通知される決済基盤をいう。）を利用する方法による収納の手続については、別に定めるところによる。 （収入金等の送付区分） **第16条**　（略） ２・３　（略） ４　第１項の規定にかかわらず、第10条の２の規定	**第10条**　（略） （収入金等の送付区分） **第16条**　（略） ２・３　（略）

により収納した収入金及び収入に関する書類等の送付については、別に定めるところによる。	

◎新潟県告示第1365号

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第196条の規定により、新潟県指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（昭和60年４月新潟県告示第1334号）の一部を次のとおり改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>
３　新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）
公金の収納の事務を取り扱う店舗
<table>
<tr><th>名　称</th><th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>大光銀行の全店舗（新潟支店を除く。）</td><td>長岡市</td></tr>
<tr><td>新潟信用金庫の県内全店舗</td><td>新潟市</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>新井信用金庫の全店舗</td><td>妙高市</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
４　新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）
(1)　公金の収納の事務を取り扱う店舗
<table>
<tr><th colspan="2">名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td>株式会社ゆうちょ銀行</td><td>長野支店新潟出張所</td><td>新潟市</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>長野貯金事務センター</td><td>長野県長野市</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>東京貯金事務センター</td><td>埼玉県さいたま市</td></tr>
</table>
(2)　取り扱う収納の事務の範囲
ア　自動車税及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。）
イ　自動車税（新規登録時）、自動車取得税、自動車保管場所証明申請手数料（車庫証明）及び保管場所標章交付（再交付）手数料の収納の事務（マルチペイメントネットワークを利用した場合に限る。）
</td><td>
３　新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行を除く。）
公金の収納の事務を取り扱う店舗
<table>
<tr><th>名　称</th><th>主たる事務所の位置又は店舗の位置</th></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>大光銀行の県内全店舗（新潟支店を除く。）</td><td>長岡市</td></tr>
<tr><td>新潟信用金庫　〃</td><td>新潟市</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>新井信用金庫　〃</td><td>妙高市</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>
４　新潟県収納代理金融機関（株式会社ゆうちょ銀行に限る。）
(1)　公金の収納の事務を取り扱う店舗
<table>
<tr><th colspan="2">名　称</th><th>位　置</th></tr>
<tr><td>株式会社ゆうちょ銀行</td><td>長野支店新潟出張所</td><td>新潟市</td></tr>
<tr><td>〃</td><td>長野貯金事務センター</td><td>長野県長野市</td></tr>
</table>
(2)　取り扱う収納の事務の範囲
自動車税及び個人事業税の収納の事務（株式会社ゆうちょ銀行の定める自動払込みの方法による場合に限る。）
</td></tr>
</table>

◎新潟県告示第1366号

新潟県物品入札参加資格審査規程（昭和56年１月新潟県告示第165号）の一部を次のように改正し、平成30年１月１日から実施する。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　正　後	改　正　前
新潟県物品等入札参加資格審査規程 （趣旨） **第１条**　この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項並びに新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第87条第１項及び県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第４条第１項の規程に基づき、新潟県が発注する物品の購入、物品の製造の請負又は複写業務に係るサービスの提供についての一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。 （入札に参加することができる者） **第２条**　入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。 (1)・(2)　（略） (3)　次条に規定する税について未納がない者 (4)・(5)　（略）	新潟県物品入札参加資格審査規程 （趣旨） **第１条**　この規程は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の５第１項及び第167条の11第２項並びに新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第87条第１項及び県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第４条第１項の規程に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）並びに参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。 （入札に参加することができる者） **第２条**　入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で、この規程の定めるところにより資格審査を受け、参加資格が認められているものとする。 (1)・(2)　（略） (3)　次条第１項に規定する税について未納がない者 (4)・(5)　（略）

公　告

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更の公表について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第４条第７項の規定により、新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更した。

平成29年12月26日

新潟県知事　米　山　隆　一

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

１　海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1)　本県水産業の平成27年の海面漁業生産量は3.4万トン、生産額は130億円であり、全国的には中位に位置している。水産業が中核的な産業である佐渡島と粟島を擁し、漁業経営体数は1,798経営体（平成25年）となっている。

本県において水産業は、水産物の安定供給等重要な役割を果たしており、今後とも海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

(2) 本県佐渡沖合水域には、対馬暖流とリマン寒流が交錯していることから、寒暖系の回遊性魚類や底生魚介類の好生息場となっている。

我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が低下している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、おおむね同様の傾向が見られるところであり、今後とも漁業資源の適切な管理が求められている。

(3) このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の保存管理を図るため、基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

(4) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量及び漁獲努力量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め第１種特定海洋生物資源の採捕実績及び第２種特定海洋生物資源の漁獲努力量の的確な把握に努めることとする。

(5) また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要である。当海域でのデータの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心とし、国又は関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

(6) 第１種及び第２種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

(7) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

(8) 本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

２　第１種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第１種特定海洋生物資源の平成29年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第１種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成29年４月から平成30年３月	－
まあじ	平成29年１月から平成29年12月	若干
まいわし	平成29年１月から平成29年12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年７月から平成30年６月	若干
するめいか	平成29年４月から平成30年３月	若干
ずわいがに	平成29年７月から平成30年６月	347トン

※　すけとうだらについては、知事管理量は定めないものとする。

(2) 第１種特定海洋生物資源の平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

第１種特定海洋生物	資源管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成30年４月から平成31年３月	(注)
まあじ	平成30年１月から平成30年12月	若干
まいわし	平成30年１月から平成30年12月	若干
まさば及びごまさば	平成30年７月から平成31年６月	(注)
するめいか	平成30年４月から平成31年３月	(注)
ずわいがに	平成30年７月から平成31年６月	(注)

※　すけとうだら、まさば及びごまさば、するめいか並びにずわいがにの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

３　第１種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【ずわいがに】

ずわいがにかご漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業を行うこととする。さらに、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、漁期外でのかにの生息する海域での操業を自粛し、混獲した場合には再放流することとする。

えびかご漁業等のその他のかご漁業等については、従来の操業規制に基づいて操業することとする。

【まあじ】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

大型定置網漁業、いわし流し網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさば及びごまさば】

大型定置網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業、刺し網漁業（固定式）及びすけとうだら延縄漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

大型定置網漁業、小型機船底びき網漁業及び刺し網漁業（固定式）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統数、許可隻数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

５トン未満の動力船により釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導するとともに、漁獲実績の把握に努め、漁獲努力量の抑制方策について検討する。

4　第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量に関する事項

第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち、本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第２種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業	次のア、イ、ウ、エの４点を順次に結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア　山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ　アから西北西の線上15海里の点 ウ　新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ　新川河口中心点	平成30年９月１日から平成30年10月31日まで	1,843

5　第２種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第２種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第２種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量（隻日）
まがれい	小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 （板びき網漁業）	次のア、イ、ウ、エの４点を順次に結んだ３線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。 ア　山形、新潟両県界の最大高潮時海岸線上の点 イ　アから西北西の線上15海里の点	平成30年９月１日から平成30年10月31日まで	1,843

		ウ　新川河口中心点と佐渡市鴻ノ瀬鼻灯台中心点とを結ぶ線上新川河口中心点から10海里の点 エ　新川河口中心点		

6　第２種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【まがれい】

日本海北部のまがれいの資源回復を図るために、県が作成した「新潟県資源管理指針」の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告について、迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

7　その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

1　落札件名及び数量

可搬型放射線モニタリングポスト　　29台

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

3　落札決定日

平成29年12月４日

4　落札者の氏名及び住所

株式会社日立製作所新潟支店

新潟県新潟市中央区笹口一丁目２番地

5　落札価格

92,707,200円

6　契約決定方式

一般競争入札

7　落札方式

最低価格

8　入札公告日

平成29年10月20日

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月26日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

1　落札件名及び数量

防護半面マスク(面体のみ)　　4,385個

防護マスク用吸収缶　　8,770個

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１
３　落札決定日
平成29年12月５日
４　落札者の氏名及び住所
株式会社神戸理化学工業
新潟県新潟市中央区近江２丁目31番10号
５　落札価格
37,957,437円
６　契約決定方式
一般競争入札
７　落札方式
最低価格
８　入札公告日
平成29年10月24日

病院局公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年12月26日

新潟県立中央病院長　長谷川　正樹

１　調達物品及び数量
逆浸透法精製水製造装置　１式
２　契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
３　調達方法
購入等
４　契約方法
一般競争入札
５　落札決定日
平成29年12月12日
６　落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
７　落札価格
33,804,000 円
８　入札公告日
平成29年10月31日
９　落札方式
最低価格

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第88号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第１項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の３分の１の数は、次のとおりである。

平成29年12月26日

新潟県選挙管理委員会

委員長　長津　光三郎

選挙権を有する者の総数の３分の１の数

新潟海区　439

佐渡海区　220

佐渡海区漁業調整委員会指示

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第４号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第１項の規定により、佐渡海区におけるかご漁業について、水産資源の繁殖保護並びに沿岸漁業の調整を図るため、次のとおり制限する。

なお、この指示の有効期限は平成30年１月１日から平成30年12月31日までとする。

平成29年12月26日

佐渡海区漁業調整委員会　会長　兵庫　正

かご漁業は、共同漁業権漁場内において営む場合及び新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第７条第８号の許可を受けて営む場合を除き営んではならない。

内水面漁場管理委員会公告

第五種共同漁業権に基づく平成30年目標増殖量について（公告）

第五種共同漁業権に基づく平成30年目標増殖量を次のとおり定めた。

平成29年12月26日

新潟県内水面漁場管理委員会　会　長　大　塚　修

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第１号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	270kg	大川
		うぐい	産卵場造成	90㎡	
		いわな	放流	3,400尾	
		やまめ	放流	3,400尾	
		もくずがに	放流	20kg	
内共第２号	大川漁業協同組合	あゆ	放流	170kg	勝木川
		うぐい	産卵場造成	90㎡	
		いわな	放流	2,600尾	
		やまめ	放流	2,600尾	
内共第３号	三面川鮭産漁業協同組合	あゆ	放流	2,220kg	三面川
		こい	放流	90kg	
		ふな	放流	90kg	
		うぐい	産卵場造成	140㎡	
		いわな	放流	46,100尾	
		やまめ	放流	46,100尾	
		さくらます	放流	737,600尾	
		わかさぎ	人工ふ化放流	9,220千粒	
内共第４号	荒川漁業協同組合	あゆ	放流	1,520kg	荒川
		こい	放流	280kg	
		ふな	放流	140kg	
		うぐい	産卵場造成	130㎡	
		うなぎ	放流	20kg	
		かじか	産卵場造成	170㎡	

		かじか	放流	42,200尾	
		いわな	放流	8,400尾	
		やまめ	放流	13,100尾	
		さくらます	放流	390,300尾	
		もくずがに	放流	90kg	
内共第５号	胎内川漁業協同組合	あゆ	放流	160kg	胎内川
		こい	放流	30kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	70㎡	
		かじか	産卵場造成	70㎡	
		かじか	放流	2,100尾	
		にじます	放流	110kg	
		いわな	放流	15,000尾	
		やまめ	放流	22,600尾	
		さくらます	放流	100,000尾	
内共第６号	加治川漁業協同組合	あゆ	放流	600kg	加治川
		こい	放流	160kg	
		ふな	放流	170kg	
		うぐい	産卵場造成	100㎡	
		いわな	放流	10,000尾	
		やまめ	放流	15,000尾	
		さくらます	放流	241,400尾	
内共第７号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こい	放流	―	福島潟ほか
		ふな	放流	270kg	コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
内共第８号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 濁川漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あゆ	放流	1,180kg	阿賀野川
		こい	放流	―	コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
		ふな	放流	350kg	
		うぐい	産卵場造成	20㎡	
		にじます	放流	280kg	
		いわな	放流	22,300尾	
		やまめ	放流	24,300尾	
		かじか	放流	4,300尾	
		もくずがに	放流	90kg	
内共第９号	鳥屋野潟漁業協同組合	こい	放流	―	鳥屋野潟
		ふな	放流	70kg	コイヘルペスウイルス病発生水域のため、コイの種苗放流を実施しないこと。
内共第10号	赤塚漁業協同組合	こい	放流	10kg	御手洗潟
		ふな	放流	10kg	
内共第11号	赤塚漁業協同組合	こい	放流	130kg	佐潟ほか
		ふな	放流	100kg	
		うなぎ	放流	10kg	
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか５漁業協同組合	あゆ	放流	7,460kg	信濃川ほか
		こい	放流	3,240kg	

		ふな	放流	2,630kg	
		うぐい	産卵場造成	560㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	210千粒	
		うなぎ	放流	170kg	
		かじか	産卵場造成	30㎡	
		かじか	放流	79,790尾	
		にじます	放流	240kg	
		いわな	放流	223,000尾	
		やまめ	放流	186,900尾	
		もくずがに	放流	80kg	
内共第13号	魚沼漁業協同組合	こい	放流	110kg	北ノ又川
		ふな	放流	80kg	恋ノ岐沢
		うぐい	産卵場造成	40㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	13,200千粒	
		にじます	放流	770kg	
		いわな	放流	19,500尾	
		やまめ	放流	23,100尾	
内共第14号	魚沼漁業協同組合 ほか２漁業協同組合	こい	放流	360kg	只見川
		ふな	放流	80kg	
		うぐい	産卵場造成	40㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	1,463千粒	
		いわな	放流	84,500尾	
		やまめ	放流	61,500尾	
内共第15号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ	放流	20kg	鯖石川
		こい	放流	10kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	20㎡	
内共第16号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あゆ	放流	70kg	鵜川
		こい	放流	10kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	20㎡	
		いわな	放流	1,600尾	
		やまめ	放流	2,500尾	
内共第17号	関川水系漁業協同組合	あゆ	放流	320kg	関川
		こい	放流	40kg	
		ふな	放流	40kg	
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
		にじます	放流	140kg	
		いわな	放流	3,000尾	
		やまめ	放流	3,000尾	
内共第18号	関川水系漁業協同組合 ほか１漁業協同組合	うぐい	産卵場造成	30㎡	関川上流 (県境部)
		にじます	放流	30kg	
		いわな	放流	3,000尾	
		やまめ	放流	1,000尾	
内共第19号	桑取川漁業協同組合	あゆ	放流	80kg	桑取川
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		かじか	放流	1,000尾	
内共第20号	能生内水面漁業協同組合	あゆ	放流	110kg	能生川
		うぐい	産卵場造成	120㎡	
		かじか	放流	4,100尾	

		いわな	放流	10,600尾	
		やまめ	放流	10,600尾	
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	290kg	早川
		うぐい	産卵場造成	140㎡	
		かじか	放流	2,700尾	
		にじます	放流	140kg	
		いわな	放流	13,500尾	
		やまめ	放流	13,500尾	
内共第22号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	290kg	海川
		うぐい	産卵場造成	140㎡	
		かじか	放流	2,700尾	
		にじます	放流	140kg	
		いわな	放流	13,500尾	
		やまめ	放流	13,500尾	
内共第23号	糸魚川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	540kg	姫川
		うぐい	産卵場造成	180㎡	
		かじか	放流	2,700尾	
		にじます	放流	140kg	
		いわな	放流	27,000尾	
		やまめ	放流	23,400尾	
内共第24号	国府川漁業協同組合	あゆ	放流	180kg	国府川
		うぐい	産卵場造成	40㎡	
		いわな	放流	17,800尾	
		やまめ	放流	17,800尾	
内共第25号	羽茂川内水面漁業協同組合	あゆ	放流	120kg	羽茂川
		うぐい	産卵場造成	30㎡	
		いわな	放流	4,900尾	
		やまめ	放流	8,100尾	
合計		あゆ	放流	15,600kg	
		こい	放流	4,470kg	
		ふな	放流	4,060kg	
		うぐい	産卵場造成	2,080㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	210千粒	
		うなぎ	放流	200kg	
		わかさぎ	人工ふ化放流	23,883千粒	
		かじか	産卵場造成	270㎡	
		かじか	放流	141,590尾	
		にじます	放流	1,990kg	
		いわな	放流	529,700尾	
		やまめ	放流	492,000尾	
		さくらます	放流	1,469,300尾	
		もくずがに	放流	280kg	

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	信濃川漁業協同組合	こい	放流	810kg	信濃川
		ふな	放流	440kg	
		もくずがに	放流	80kg	
	加茂川漁業協同組合	あゆ	放流	170kg	加茂川
		こい	放流	100kg	
		ふな	放流	320kg	

		うぐい	産卵場造成	190㎡	
		いわな	放流	2,200尾	
		やまめ	放流	3,100尾	
		かじか	産卵場造成	30㎡	
		かじか	放流	190尾	
	五十嵐川漁業協同組合	あゆ	放流	190kg	五十嵐川
		こい	放流	10kg	
		うぐい	人工ふ化放流	170千粒	
		かじか	放流	900尾	
		いわな	放流	1,000尾	
		やまめ	放流	1,900尾	
	刈谷田川漁業協同組合	あゆ	放流	10kg	刈谷田川
		こい	放流	50kg	
		ふな	放流	10kg	
		うぐい	産卵場造成	50㎡	
		にじます	放流	30kg	
		いわな	放流	9,000尾	
		やまめ	放流	4,500尾	
	魚沼漁業協同組合	あゆ	放流	6,870kg	魚野川
		こい	放流	2,200kg	
		ふな	放流	1,800kg	
		うぐい	産卵場造成	310㎡	
		うなぎ	放流	160kg	
		かじか	放流	74,400尾	
		にじます	放流	130kg	
		いわな	放流	190,200尾	
		やまめ	放流	148,500尾	
	中魚沼漁業協同組合	あゆ	放流	220kg	清津川
		こい	放流	70kg	
		ふな	放流	60kg	
		うぐい	産卵場造成	10㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	40千粒	
		うなぎ	放流	10kg	
		かじか	放流	4,300尾	
		にじます	放流	80kg	
		いわな	放流	20,600尾	
		やまめ	放流	28,900尾	
計		あゆ	放流	7,460kg	
		こい	放流	3,240kg	
		ふな	放流	2,630kg	
		うぐい	産卵場造成	560㎡	
		うぐい	人工ふ化放流	210千粒	
		うなぎ	放流	170kg	
		かじか	産卵場造成	30㎡	
		かじか	放流	79,790尾	
		にじます	放流	240kg	
		いわな	放流	223,000尾	
		やまめ	放流	186,900尾	
		もくずがに	放流	80kg	

内共第14号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第14号	魚沼漁業協同組合	こい	放流	110kg	只見川
		ふな	放流	80kg	
		うぐい	産卵場造成	40㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	1,463千粒	
		いわな	放流	19,500尾	
		やまめ	放流	19,500尾	
	檜枝岐村漁業協同組合	いわな	放流	65,000尾	只見川
		やまめ	放流	42,000尾	
	伊北地区非出資漁業協同組合	こい	放流	250kg	只見川
計		こい	放流	360kg	
		ふな	放流	80kg	
		うぐい	産卵場造成	40㎡	
		わかさぎ	人工ふ化放流	1,463千粒	
		いわな	放流	84,500尾	
		やまめ	放流	61,500尾	